

梅ヶ枝中央会計

Q.経過措置医療法人(持分あり)の買収前後の留意点は？

A. 退社して持分を売却する場合と社員の地位を保ちながら売却する場合とで、税務が異なるため、留意が必要です。
また、買収後に持分なしの医療法人に変更された場合において、取得価額相当額を譲渡損と認識することは困難です。

【退社して医療法人を承継する場合】

持分の定めのある社団医療法人(経過措置医療法人)としての形態を有している医療法人は、一般的に定款上、以下の記載。

社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。とされ、

- ・その理由に「除名、死亡、退社」を掲げている。
- ・また、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払い戻しを請求することができる。」としています。

従って、「その出資額に応じて」という文言は、一般的にはその払戻し時点での出資持分の時価で払い戻すことができると解釈されています。

社員の退社により、出資持分が時価で払戻され、利益が出た場合には、一般的には、その利益部分は「法人から社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し(所 25①五)」に該当するため、その金額は**配当所得の金額とされ、所属税・住民税は総合課税**となります。

【社員の地位を保ちながら承継する場合】

前理事長が理事となって業務の引継ぎを行う場合等において、全理事長は退社せず社員資格を有したままで業務を遂行し、新たに社員として入社した者が理事長となる場合、前理事長が新理事長に出資持分を時価で譲渡し、持分の定めのある社団医療法人の財産権を譲ることが可能となります。

この場合、出資持分を有する社員は、社員資格を有したまま出資持分の全部又は一部を譲渡できると解釈されています。

持分の定めのある社団医療法人(経過措置医療法人)の出資持分は、税法上、有価証券に準じたものとして取り扱われます。従って、個人である社員がこれを譲渡した場合には、所得税の計算上、**譲渡所得として課税**されることとなります。医療法人の出資持分は、所得税では、「特別の法律により設立された法人の出資持分など(措法 37 の 10②二)」に該当するため、**申告分離課税により税額計算**をすることとなります。

【買収後に持分なしに移行する場合の所得税】

上述のとおり、有価証券に準じた扱いではあるものの、持分なしに移行した場合は、株式の譲渡損失の扱いにはならないと解されます。

当該理由としては、特定口座制度(一般的には上場株式)についてのみ、株式としての価値を失ったことによる損失とみなすことが容認されていることによります(措法 37 条の 10 の 2)。

(以下抜粋・強調)

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
第三十七条の十の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式が**株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合**として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の**譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして**、この条及び前条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
一 当該特定管理株式又は特定保有株式を発行した株式会社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項 に規定する投資法人が解散(合併による解散を除く。)をし、その清算が終了したこと。
二 前号に掲げる事実と類する事実として政令で定めるもの